

平成31年1月30日

海事局安全政策課

海事局外航課

海のカーナビである「電子海図」の表示が統一化

～国際海事機関（IMO）第6回航行安全・無線通信・搜索救助小委員会^{（※1）}（NCSR 6）の開催結果概要～

平成31年1月16日～25日に英国ロンドンIMO本部で開催されたNCSR 6において、電子海図の画面表示及び操作方法を標準化する文書が作成されました。これにより、機種毎に異なる使い方を習熟する必要があった船員の負担が軽減されることが期待されます。

主な審議結果は以下のとおりです。

1. 電子海図等の航海機器の表示方法の標準化を定めた、航海機器のユーザーインターフェース設計の標準化に関するガイドライン案が最終化されました。
2. 全世界をカバーする遭難信号の送受信や海上安全情報を自動で受信できる通信システム（GMDSS）の近代化に向けて、海上人命安全条約（SOLAS条約）附属書第三章（救命設備）及び第四章（無線通信）の改正案が最終化されました。
3. 船舶航路指定制度^{（※2）}に基づき、インドネシアのスンダ海峡及びロンボク海峡に新たに分離通航帯を設置することとなりました。

※1：航路指定、無線設備や航海機器等の技術基準・搭載要件及び遭難救助に関するガイドラインについて検討を行う小委員会。

※2：SOLAS条約附属書第V章第10規則に基づき、航行における安全性及び効率等のために、強制的な分離通航や非強制的な対面通航などの航路をIMOが指定する制度。指定の要件・手続きはIMOによって定められています。

審議結果等の詳細は別紙をご参照ください。

問い合わせ先：国土交通省海事局



（上記1及び2について）

安全政策課船舶安全基準室 浦野、花岡

代表：03-5253-8111（内線 43-564）

直通：03-5253-8631 FAX：03-5253-1642

（上記3について）

外航課海運渉外室 細川、中村

代表：03-5253-8111（内線 43-363、43-343）

直通：03-5253-8620 FAX：03-5253-1645

国際海事機関（IMO）第6回航行安全・無線通信・捜索救助小委員会（NCSR 6）における 審議結果の詳細

1. 航海機器のユーザーインターフェース設計の標準化のガイドライン

（1）背景

IMOでは、航行安全の向上、船内作業及び陸上からの航海支援の効率化等の実現を目的として、2006年からIT技術を活用した次世代の航海支援システムの構築とその実施に向けた「e-navigation戦略」の実進を進めてきました。

船舶にはレーダ、GPS、船舶自動識別装置等の様々な航海機器があり、船員はこれらの機器から自船と他船の位置・船速・針路、気象、航行水域の警報等の航海情報を受け取り、情報を管理する必要があります。また多くの情報から必要な情報を取捨選択しなければならず、船員の負担となっていました。さらに、航海機器の機種毎に表示や操作方法が異なっていることから、船員は機種毎に習熟する必要がありました。こうした船員の負担を軽減するため、「e-navigation戦略」の一つとして、レーダや電子海図情報表示システム（ECDIS）等の航海機器の表示や操作方法の標準化のガイドライン策定に関する審議が行われてきました。

（2）審議の結果

審議の結果、レーダ、ECDIS等の航海機器に関し、画面表示や操作方法（統一したアイコン（シンボル）、省略語、1回の操作（ワンクリック）で実現できる機能など）の標準化に関するガイドライン案を最終化しました。

さらに、2024年1月以降に搭載されるこれらの航海機器は、本ガイドラインに適合することが求められることが暫定的に合意されました。

本ガイドライン案は、本年6月に開催予定の第101回海上安全委員会（MSC 101）において承認される見込みです。

2. GMDSS近代化のためのSOLAS条約附属書第三章及び第四章の改正に関する検討

（1）背景

30年以上前の技術を前提に構築され、これまで大きな見直しが行われていなかったGMDSS（Global Maritime Distress and Safety System：全世界的な海上遭難・安全システム）について、全体の維持・安全性向上を目的とする見直し着手の必要性について検討することが2009年のMSC 86にて承認されました。それ以降、検討が進められ、2017年のMSC 98においてGMDSS近代化計画が策定されたことを受けて、SOLAS条約附属書第三章及び第四章の改正案並びに関連する無線通信機器の性能基準の改正案を検討してきました。

(2) 審議の結果

今次会合では、CG¹及び2018年9月開催の第14回IMO/ITU専門家会合において審議されたSOLAS条約附属書第三章及び第四章の改正案及び関連基準改正のための作業計画を基に、審議が進められました。

審議の結果、GMDSSに係るSOLAS条約附属書第三章及び第四章の改正案が最終化され、さらに、この条約の規則に関連する無線通信機器の性能基準及び運用基準の改正案が作成されました。

今後は、今次会合において再度設置されたCGにおいて、性能基準及び運用基準の改正案の検討を継続し、来年1月に開催予定のNCSR 7で最終化することとなっています。GMDSS近代化は、2021年に作業を完了させ、2024年1月1日に関連するSOLAS条約の改正が発効予定です。

¹ CG(Correspondence Group)・・・会期間において、有志国が電子メールを用いて審議を行う通信部会

3. 船舶の航路指定及び強制通報制度に関する検討

(1) 背景

船舶の航路には原則制限はありませんが、幅の狭い海峡や通航量の多い海域、船舶の針路が交差することが多い海域等では、衝突や乗揚げ等の事故を防止するために、SOLAS条約附属書第V章第10規則の船舶航路指定制度に基づき、特定の航路等を指定することができることとなっています。当該制度に基づき、本小委員会は、各国からの提案について審議しており、今次会合には、インドネシアから、ジャワ島とスマトラ島間のスンダ海峡、及び、バリ島とロンボク島間のロンボク海峡に、南北に航行する船舶の航路を分離する分離通航帯の設置が提案されておりました。

(2) 審議の結果

審議の結果、スンダ海峡及びロンボク海峡について、航路幅の拡張等の修正を行ったうえで分離通航帯を設置することが合意されました。当該分離通航帯の設置は、MSC 101での審議・採択を経て、その1年後に発効予定です。